

注記（全体会計）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成28年5月総務省〕に定める評価基準及び評価方法によります。

（2）有価証券等の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券

償却原価法によります。

満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるものについては、年度末日の市場価格に基づく時価法によります。

市場価格のないものについては、取得原価による移動平均法によります。

（3）有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しています。

無形固定資産

定額法を採用しています。

（4）引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損の実積率等により回収不能と見込まれる額を計上しています。

賞与等引当金

職員に対する期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上しています。

退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当自己都合要支給額に相当する額を計上しています。

（5）資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

水道事業、下水道事業、病院事業の会計を除いて税込方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものではありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする会計名)

一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

(3) 出納整理期間

地方自治法第 2 3 5 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等と終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	9.2	89.7

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 2,862,031 千円

(7) 基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

(8) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

47,623,901 千円

(9) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

将来負担額 85,802,344千円

充当可能財源等 68,337,554千円

標準財政規模 25,017,349千円

算入公債費等の額 5,548,203千円

(5) 純資産における固定資産等形成分・余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分には、本市が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、純資産の金額から固定資産形成分を控除した金額を計上しております。

(6) 基礎的財政収支

業務活動収支	8,420,575千円
支払利息支出	1,086,218千円
投資活動収支	6,702,002千円
基礎的財政収支	2,804,791千円